

## 令和5年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果について

## 1 納付金について

- 都道府県は、国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、当該都道府県内市町村から納付金を徴収することとなっております、当該金額は都道府県が市町村ごとの被保険者数、医療費水準※、所得水準等を考慮して決定する。
  - 当該金額は、国から示された係数や各都道府県で見込む保険給付費等を用いて算定を行っている。
  - 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金の納付に要する費用等に充てるため保険料(税)率を決定し、被保険者に保険料(税)の賦課を行う。
- ※ 本県においては、保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け令和3年度から医療費水準の反映は行っていない。

## 2. 算定の結果（全県値）

- 一人当たり給付費は2.0%増となったことに加え、高齢化等の影響により、後期・介護分にかかる支払基金への納付必要額が大幅に増加。
- 団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等により、被保険者数は減少。
- 保険料水準統一に向けた保険料引き下げのための支援策として、県基金から毎年15億円の取り崩しを開始した（約1%分の納付金引き下げ効果）。
- その結果、一人当たり納付金は+2.2%と、県基金の活用により高齢化や医療の高度化等による負担増の影響を抑制できた。

項目	令和5年度数値 ※（）内は前年度比
一人当たり保険給付費	370,662円（+2.0%）
被保険者数	1,012,769人（▲4.2%）
保険給付費総額	3,754億円（▲2.3%）

納付金総額	1,524億円（▲2.1%）
<b>一人当たり納付金</b>	<b>150,472円（+2.2%）</b>
うち医療分	104,670円（+0.9%）
後期分	33,586円（+5.9%）
介護分	38,319円（+3.8%）